

# 公立大学法人横浜市立大学オープンラボ棟施設一時利用要綱

制 定 令和8年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学オープンラボ棟（以下「本施設」という。）を学外の団体等が一時利用する場合の事務手続について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「施設一時利用」とは、本施設のセミナールームを時間単位で専有利用することをいう。

## (利用できる範囲)

第3条 本学の教育研究活動及び産学連携事業に支障のない範囲であり、その使用が政治、宗教及び営利を目的としないもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、施設の利用を許可することができる。

- (1) 本学教員が関係するイベントに使用する場合
- (2) スタートアップ企業支援、横浜市立大学を中心とした地域の活性化に関するイベント等に使用する場合
- (3) 横浜市の教育・研究の発展に資するイベント等に使用する場合
- (4) 横浜市内大学が連携するイベント等に使用する場合
- (5) 本学教員がその研究分野で役員となっている学会及び勉強会等に使用する場合
- (6) その他、特に理事長が使用を認めた場合

2 前項にかかわらず、管理上支障があるとき、又は会合の性質上、騒乱を生じさせるおそれがあると認められるときは、利用を許可しない。

3 第1項の規定にかかわらず、利用許可を受けた団体等が反社会的勢力であることが明らかになった場合は、利用許可を取り消すことができる。

## (利用日時)

第4条 施設を一時利用できる日時は、本学の教育研究活動及び産学連携事業に支障のない日時とする。

2 本施設の所定の開館時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。一時利用の最小単位は4時間とし、利用時間外については、時間単位で料金を支払うものとする。

3 利用に際しては、専有時間に事前の準備及び後片付けの時間を含めるものとする。

## (利用許可手続)

第5条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、原則として、利用を希望する日の3か月前から14日前までの間に「オープンラボ棟施設一時利用申込」を行い、理事長の許可を得なければならない。

2 一時利用を申し込む場合は、「公立大学法人横浜市立大学オープンラボ棟施設一時利用申込」（様式第1号）（以下、様式第1号という）に必要事項を記入の上、申し込みを行うものとする。

(利用料)

第6条 施設の利用は、原則として有償とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に該当する場合は、利用料を減額し、又は無償とすることができる。なお、利用者が減免を申請する場合は、様式第1号と同時に、「公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟施設一時利用料減免申請書」(様式第2号)を本学に提出し、理事長の許可を得なければならない。

3 利用者は、本学が指定する銀行口座に対し、原則として予約完了の通知を受けた日から起算して翌月末日、又は使用開始日の3日前(ただし、休日等並びに12月29日から翌年1月3日を除く。)のいずれか早い日までに、振込により利用料を納入しなければならない。

4 利用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(利用料の返還)

第7条 一旦納入された利用料については、利用者の都合により利用を取りやめた場合、又は利用者の責に帰すべき事由により本学が利用を変更又は取り消した場合には、返還しない。ただし、本学の都合により利用許可を変更又は取り消した場合は、利用料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、利用許可された施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 様式第1号に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なく器物を持ち込み、又は使用してはならない。
- (3) 許可なく施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定した場所以外に掲示してはならない。
- (5) 許可なく本施設の外観及び共用部分等を撮影してはならない。
- (6) 施設内において喫煙してはならない(電子タバコを含む)。
- (7) 施設の利用中に利用者側において盗難又は紛失等の事故が発生した場合、本学はその責を負わない。
- (8) 利用後は、確認、清掃等の後片付けを行い、施設を正常な状態にして返還しなければならない。
- (9) その他、利用に関する細部については、本学担当者の指示に従うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施設一時利用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条第2項関係）

利用料の減額又は無償に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 全額免除

次のいずれかに該当する場合は、利用料を全額免除とする。

- ① 本学が後援、補助又は参加するなど、密接な関わりを有する事業において利用する場合
- ② オープンイノベーションラボ棟産学連携ラボの入居企業が、産学連携活動の一環として利用する場合
- ③ その他、理事長が特に必要と認めた場合

(2) 50%減額

次のいずれかに該当する場合は、利用料を50%減額することができる。

- ① 本学教員がその研究分野において役員を務める学会で、当該教員から申し出があった場合
- ② 本学の広報効果が極めて高いと認められる場合
- ③ 非営利団体が実施する、公共的な性格を有する非営利事業に利用する場合
- ④ その他、理事長が特に必要と認めた場合

別表 2 (第 6 条第 4 項関係)

オープンイノベーションラボ棟施設一時利用料

室名	面積(m <sup>2</sup> )	収容人数 (着席時)	利用料金 (円/時間)
セミナールーム 1	123.5	44	市内：2,300 市外：3,400
セミナールーム 2	123.5	66	市内：2,300 市外：3,400
セミナールーム 1・2	303.9	110	市内：5,500 市外：8,400
スタッフ立会料 (所定時間以外の利用 の場合)	2,000 (円/時間)		

(備考)

- 1 冷暖房費及び基本的な設備・備品の利用料は、上記料金に含まれるものとする。
- 2 「市内」とは、一時利用申込書に記載された申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外をいう。
- 3 開館時間外の利用においては、利用する部屋数にかかわらず、スタッフ立会料を加算するものとする。

様式第 1 号

公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟施設一時利用申込書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）住所

団体名

代表者氏名

担当者

電話

公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟施設一時利用要綱第 5 条第 1 項に基づき、次のとおり施設の使用を申し込みます。

使用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
使用目的 ( 該当箇所 (1) ~ (5) に○ )	件名
	( 1 ) 本学教員が関係するイベントに使用
	( 2 ) スタートアップ企業支援、福浦地区の活性化に関するイベント等に使用
	( 3 ) 横浜市の教育・研究の発展に資するイベント等に使用
	( 4 ) 横浜市内大学が連携するイベント等に使用
使用場所	( 5 ) 本学教員がその研究分野で役員となっている学会及び勉強会等に使用
	セミナールーム 1、セミナールーム 2、セミナールーム 1・2 ( 全体利用 )
参加人数	
物品搬入	あり ・ なし
取材・撮影	あり ・ なし
備考	

( 留意事項 )

- 1 駐車場の台数には限りがありますので、必要最小限のご利用にご協力ください。
- 2 台車等による物品搬入、取材・撮影のための機材搬入等がある場合は、後日、詳細を問い合わせいたします。

## 遵守事項

- (1) 「公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟施設一時利用申込書（様式第1号）」に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なく器物を持ち込み、又はこれを使用してはならない。
- (3) 許可なく施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定された場所以外に掲示してはならない。
- (5) 施設内において喫煙してはならない（電子タバコを含む）。なお、本学の敷地内は全面禁煙とする。
- (6) 施設の使用中に、使用者側において盗難又は紛失等の事故が発生した場合、本学はその責を負わない。
- (7) 施設の設備機器・備品を使用者の責により破損等した場合は、使用者の責任において、使用可能な状態に復旧しなければならない。
- (8) 使用後は、確認、清掃等の後片付けを行い、施設を原状に復ししなければならない。また、使用に伴い発生したごみは原則として持ち帰り、建物内に設置されたごみ箱は使用しないこと。
- (9) 制限事項については、事前の周知、当日の説明及び使用時の確認を徹底すること。
- (10) 一旦納入された利用料については、使用者の都合により利用を取りやめた場合、又は使用者の責に帰すべき事由により本学が利用許可を変更又は取り消した場合は、返還しない。ただし、本学の都合により利用許可を変更又は取り消した場合は、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- (11) その他、利用に関する詳細については、本学担当者の指示に従うこと。

様式第 2 号

公立大学法人横浜市立大学オープンノベーションラボ棟施設一時利用料減免申請書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）住所

団体名

代表者氏名

担当者

電話

公立大学法人横浜市立大学オープンノベーションラボ棟施設一時利用要綱第 6 条第 2 項に基づき、次のとおり施設の利用料の減免を申請します。

記

- 1 使用日時
- 2 使用場所
- 3 減免申請理由 該当箇所へ○をつけてください。

	該 当 箇 所	
(1) 全額免除		① 本学が後援・補助・参加など密接な関わりを有する事業での利用の場合
		② オープンノベーションラボ棟産学連携ラボの入居企業が産学連携活動の一環として利用する場合
(2) 50%減額		① 本学教員がその研究分野で役員となっている学会で当該教員から申し出のあった場合
		② 非営利団体が行う非営利事業で公共的な性格を有する場合
		③その他減免の理由がある場合
		<③の内容>

※ 根拠となる資料を添付してください。

以上